

鳥羽市ボランティア清掃用ごみ処理手数料減免要綱

令和6年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下規則という）第11条第1項第1号の規定に基づく、自治会等の各種団体又は個人が公共用地等で行うボランティア清掃活動を支援するため、ボランティア清掃活動における一般廃棄物処理手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用地等 国、県及び市が所有し又は管理する土地で、公共の用に供している道路、河川、公園、調整池等の用地をいう。但し、墓地用地を除く。
- (2) ボランティア清掃 公共用地等を自主的かつ主体的に、無償で行う清掃活動をいう。
- (3) ボランティア清掃用ごみ袋 公共用地等のボランティア清掃の際に排出される一般廃棄物を収納するため、市が交付する鳥羽市指定ごみ袋をいう。
- (4) 搬入カード 公共用地等のボランティア清掃の際に排出される一般廃棄物をやまだエコセンターに搬入する際に必要な処理手数料を減免するためのカード

(ボランティア清掃用ごみ袋の交付)

第3条 市長は、ボランティア清掃を行う個人又は団体の代表者に対しボランティア清掃用ごみ袋を交付する。

2 ボランティア清掃用ごみ袋は、次の各号に掲げるボランティア清掃を行うものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数を限度に交付する。

- (1) 個人 1回の申込みにつき同一サイズの10枚とし、年間20枚を上限とする。
- (2) 法人及び団体 1回の申込みにつき、ボランティア清掃の参加者2人につき1枚とし(10未満の端数があるときは、これを10に切り上げる。)、200枚を上限とする(例えば、参加人数が50人の場合は $50 \div 2 = 25$ 枚 10未満切上げ⇒30枚)。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の限度を超えて交付することができる。

(搬入カードの貸出し)

第4条 市長は、ボランティア清掃を行う団体の代表者に対し搬入カード貸し出しすることができる。

2 貸出し期限は、ボランティア清掃終了日から3営業日後とする。

3 搬入カードの貸出しを受けたものは、貸出しの期限までに返却しなければならない。

(交付申請の添付書類)

第5条 ボランティア清掃用ごみ袋の交付または搬入カードの貸出しを受けようとする者は、規則第11条第2項に基づく一般廃棄物処理手数料免除（減額）申請書（様式第3号）に、ボランティア活動の概要、場所、参加人数、日時を記載するか、その内容がわかる任意の計画書を添付する。

2 前項の申請書及び計画書は、実施する3開庁日前までに提出する。

(遵守義務)

第6条 ボランティア清掃用ごみ袋の交付または搬入カードの貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ボランティア清掃用ごみ袋及び搬入カードは、ボランティア清掃による一般廃棄物の搬出以外の用途に使用してはならない。

(2) ボランティア清掃用ごみ袋及び搬入カードは、第三者に譲渡してはならない。

(ボランティア清掃用ごみ袋の返還)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、ボランティア清掃用ごみ袋を市長に返還しなければならない。

(1) ボランティア清掃後、ボランティア清掃用ごみ袋が不要となったとき(不要となったボランティア清掃用ごみ袋が10枚未満である場合を除く)。

(2) ボランティア清掃活動を実施しなかったとき。

(3) 前条に規定する遵守義務に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、ボランティア清掃用ごみ袋の交付を受けたとき。

第3号様式

免除 減額 一般廃棄物処理手数料 申請書	
令和 年 月 日	
鳥羽市長 中村 欣一郎 様	
住所 申請者 氏名	
一般廃棄物の処理手数料の免除（減額）を受けたいので、鳥羽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条第2項により、次のとおり申請します。	
廃棄物の種類	1可燃物（ ） 2不燃物（ ） 3その他（ ）
免除・減額 申請理由	
承認期間	令和 年 月 日より令和 年 月 日まで
承認手数料	免除・削減額

きーりーとーりー線

第 4 号様式

令和 年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理手数料を次のとおり 免除、減額することを承認する。	
令和 年 月 日	鳥羽市長 中村 欣一郎
住所 氏名	様